

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第39号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則（人事課）	2
訓 令	
○ 決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令（人事課）	9
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令（同）	16
告 示	
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（人事課）	18

公布された法令のあらまし

◎行政組織規則等の一部を改正する規則（規則第24号）

令和6年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌及び職制について所要の整備を行うこととした。

1 行政組織規則の一部改正

(1) 本庁の局、室及び課の組織改正

ア 総務部

班の再編を行う。

イ 企画部

(7) 企画部万博推進局にフィールドパビリオン推進課を設置するとともに、同部情報政策課を同部デジタル戦略課に再編する。

(4) 班の再編その他規定の整備を行う。

ウ 県民生活部

班の再編その他規定の整備を行う。

エ 危機管理部

班の再編その他規定の整備を行う。

オ 福祉部

(7) 福祉部児童課を同部児童家庭課に再編する。

(4) 班の再編その他規定の整備を行う。

カ 保健医療部

(7) 保健医療部感染症等対策室及び同室感染症対策課を廃止し、同室疾病対策課を同部疾病対策課に再編する。

(4) 班の再編その他規定の整備を行う。

キ 産業労働部

班の再編を行う。

ク 農林水産部

規定の整備を行う。

ケ 土木部

班の再編その他規定の整備を行う。

コ まちづくり部

規定の整備を行う。

サ 出納局

規定の整備を行う。

- (2) 附属機関の改正
 - 規定の整備を行う。
- (3) 地方機関の組織改正
 - ア 神戸県民センター県民交流室を同県民センター県民躍動室に、阪神南県民センター県民交流室を同県民センター県民躍動室に、阪神北県民局県民交流室を同県民局県民躍動室に、東播磨県民局地域振興室を同県民局県民躍動室に、北播磨県民局県民交流室を同県民局県民躍動室に、中播磨県民センター県民交流室を同県民センター県民躍動室に、西播磨県民局県民交流室を同県民局県民躍動室に、但馬県民局地域政策室を同県民局県民躍動室に、丹波県民局県民交流室を同県民局県民躍動室に、淡路県民局交流渦潮室を同県民局県民躍動室に再編する。
 - イ 広域防災センター防災公園管理部を廃止する。
 - ウ 室の設置及び課の再編その他規定の整備を行う。
- (4) 職制の改正
 - ア 本庁の組織の長として設置する職のうち、感染症等対策室長を廃止する。
 - イ 本庁の組織に設置することがある職に理事（若者・Z世代応援等調整担当）等を追加するとともに、副防災監等を廃止する。
 - ウ 県民局又は県民センターの組織に設置することがある職に主任文化専門員又は文化専門員等を追加し、主任青少年指導官又は青少年指導官を廃止するとともに、当該職のうち、県民交流参事を渦潮・観光参事に再編する。
 - エ 地方機関の組織に設置することがある職に主任委託訓練専門員又は委託訓練専門員等を追加する。
 - オ その他規定の整備を行う。
- (5) 臨時に置く組織及び職の改正
 - 規定の整備を行う。
- 2 労働委員会事務局組織規則の一部改正
 - (1) 労働委員会事務局総務調整課を廃止するとともに、規定の整備を行う。
 - (2) 労働委員会事務局の組織に設置することがある職に副主任及び主事を追加するとともに、係長を廃止する。
- 3 収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部改正
 - 収用委員会事務局に設置することがある職に副主任及び主事を追加する。

規 則

行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第24号

行政組織規則等の一部を改正する規則

(行政組織規則の一部改正)

第1条 行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項の表秘書広報室の款広報広聴課の項中「広報相談班」を「広聴相談班」に改める。

第12条の表総合政策課の款中「政策班」を「政策班 調整班」に改め、同表万博推進局の款万博推進課の項中「展示企画班 フィールドパピリオン班」を「展示企画班」に改め、同款に次のように加える。

フィールドパピリオン 推進課	フィールドパピリオン班
-------------------	-------------

第12条の表情報政策課の款中「情報政策課」を「デジタル戦略課」に改める。

第14条の6中「大阪・関西万博の開催に伴う地域の活性化に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 大阪・関西万博の開催に伴う地域の活性化に関する企画及び総合調整に関すること。

(2) 大阪・関西万博会場及び県立美術館における県の魅力の発信に関すること。

第14条の6の次に次の1条を加える。

(フィールドパビリオン推進課の事務)

第14条の7 フィールドパビリオン推進課においては、大阪・関西万博の開催に伴い地域が主体となって行う地域の活動の現場における取組の支援に関する事務をつかさどる。

第15条の見出し中「情報政策課」を「デジタル戦略課」に改め、同条中「情報政策課」を「デジタル戦略課」に改め、「次項に定める事務のほか」を削る。

第16条の表くらし安全課の款中「地域安全対策班」を「地域安全対策班 特殊詐欺対策班」に改め、同表スポーツ振興課の款中「競技・生涯スポーツ班 広域スポーツ班」を「広域スポーツ班 スポーツ環境班 競技・生涯スポーツ班」に改める。

第16条の7中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 県立文化体育館、県立神戸西テニスコート、県立総合体育館、県立海洋体育館、県立弓道場及び県立武道館に関すること。

第17条の表防災支援課の款中「防災支援班」を「伝承普及班」に、「防災企画班 広域企画班」を「広域企画班 国際防災班」に改め、同表災害対策課の款中「防災・危機管理班 訓練・指導班」を「災害対策班 災害救助班」に改める。

第17条の2中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とする。

第18条第9号を同条第11号とし、同条第8号の次に次の2号を加える。

(9) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に関すること。

(10) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）の施行に関すること。

第21条の表児童課の款中「児童課」を「児童家庭課」に、「家庭福祉班」を「家庭支援班」に改める。

第27条の見出し中「児童課」を「児童家庭課」に改め、同条中「児童課」を「児童家庭課」に改め、同条第5号中「売春防止法（昭和31年法律第118号）による要保護女子の保護更生」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）による困難な問題を抱える女性の支援」に改める。

第29条の2中「感染症等対策室及び」を削り、同条の表生活衛生課の款中「環境衛生班」を「環境衛生班 動物愛護管理班」に改め、同表感染症等対策室の款を次のように改める。

疾病対策課	がん対策班 難病対策班 感染症対策推進班
-------	----------------------

第30条第25号中「感染症対策課及び」を削る。

第34条から第37条までを次のように改める。

(疾病対策課の事務)

第34条 疾病対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 生活習慣病の医療並びにその他の疾患（感染症を除く。）の医療及び予防に関すること。
- (2) がん対策に関すること。
- (3) 感染症対策に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること。
- (5) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づく救済給付の認定申請に関すること。
- (6) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (7) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）の施行に関すること。
- (8) 予防接種法（昭和23年法律第68号）の施行に関すること。
- (9) 指定難病その他の難病対策に関すること。
- (10) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の施行に関すること。
- (11) 原子爆弾被爆者の援護のための相談に関すること。
- (12) 感染症診査協議会及び新型インフルエンザ等対策有識者会議に関すること。
- (13) 小児慢性特定疾病審査会及び指定難病審査会に関すること。

(14) 前各号に掲げるもののほか、疾病対策及び感染症対策に関すること。

第35条から第37条まで 削除

第38条の表労政福祉課の款中「労政企画班 労使団体班」を「労使企画班 勤労者福祉班」に改める。

第56条中第30号を第31号とし、第27号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の1号を加える。

(7) 漁港施設等活用事業に関すること。

第57条の表道路街路課の款中「国道・橋梁^{りょう}班」を「国道・交通施設班」に改める。

第59条に次の1号を加える。

(7) 道路交通安全施設の整備に関すること(国道及び県道の歩道、自転車道等の整備に関することに限る。)

第59条の2第2号中「関すること」の右に「(道路街路課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第64条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)の施行に関すること(道路街路課の所掌に属するものを除く。)

第65条の5第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第68条の2第5号中「歳入」を「公金」に、「の事務又は支出事務」を「又は支出に関する事務」に改める。

第70条第1項中「、元町プロジェクト室及び感染症等対策室」を「及び元町プロジェクト室」に改める。

第71条の表国民健康保険審査会の項中「被保険者証の交付の請求又は返還に関する」を「同法第9条第2項及び第4項の規定による求めに対する」に改め、同表後期高齢者医療審査会の項中「被保険者証の交付の請求又は返還に関する」を「同法第54条第3項及び第5項の規定による求めに対する」に改め、同表感染症診査協議会の項及び新型インフルエンザ等対策有識者会議の項中「保健医療部感染症等対策室感染症対策課」を「保健医療部疾病対策課」に改め、同表小児慢性特定疾病審査会の項及び指定難病審査会の項中「保健医療部感染症等対策室疾病対策課」を「保健医療部疾病対策課」に改める。

第75条第1項の表神戸県民センターの款及び阪神南県民センターの款中「県民交流室」を「県民躍動室」に、「県民・産業振興課」を「県民課」に改め、同表阪神北県民局の款県民交流室の項中「県民交流室」を「県民躍動室」に改め、同表東播磨県民局の款地域振興室の項中「地域振興室」を「県民躍動室」に、「県民課」を「県民課 地域振興課」に改め、同表北播磨県民局の款県民交流室の項中「県民交流室」を「県民躍動室」に、「県民・商工観光課」を「県民課 地域振興課」に改め、同表中播磨県民センターの款中「県民交流室」を「県民躍動室」に、「県民課 産業観光課」を「県民課」に改め、同表西播磨県民局の款県民交流室の項中「県民交流室」を「県民躍動室」に、「県民活動支援課 地域づくり課」を「県民課 地域振興課」に改め、同表但馬県民局の款総務企画室の項中「総務防災課 財務課」を「総務防災課」に改め、同款地域政策室の項中「地域政策室」を「県民躍動室」に、「地域づくり課 協働推進課」を「県民課 地域振興課」に改め、同表丹波県民局の款中「県民交流室」を「県民躍動室」に、「地域共創課 産業振興課」を「地域共創課」に改め、同表淡路県民局の款交流渦潮室の項中「交流渦潮室」を「県民躍動室」に、「交流渦潮課 県民・商工労政課」を「県民課 交流渦潮課」に改め、同条第2項中「東播磨県民局地域振興室県民課、中播磨県民センター県民交流室県民課、西播磨県民局県民交流室県民活動支援課、丹波県民局県民交流室県民課及び淡路県民局交流渦潮室県民・商工労政課」を「東播磨県民局県民躍動室県民課、中播磨県民センター県民躍動室県民課、西播磨県民局県民躍動室県民課、丹波県民局県民躍動室地域共創課及び淡路県民局県民躍動室県民課」に改める。

第76条第2項を削る。

「第4款 県民交流室等」を「第4款 県民躍動室」に改める。

第78条第1項中「県民交流室、地域振興室、地域政策室及び交流渦潮室(以下「県民交流室等」という。)」を「県民躍動室」に改め、「(阪神北県民局県民交流室、東播磨県民局地域振興室及び北播磨県民局県民交流室にあっては、第12号に掲げる事務を除く。)」を削り、同項中第26号を第27号とし、第14号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) スポーツの振興に関すること。

第78条第2項中「の県民交流室」を「の県民躍動室」に、「第76条第1項第1号」を「第76条第1号」に、「第13号」を「第14号」に、「第17号から第26号まで」を「第18号から第27号まで」に、「神戸県民センター県民交流室」を「神戸県民センター県民躍動室」に改め、同条第3項中「県民交流室等」を「県民躍動室」

に改め、同項第1号中「神戸県民センター県民交流室」を「神戸県民センター県民躍動室」に改め、同号ア中「第14号」を「第15号」に改め、同項第2号中「阪神南県民センター県民交流室」を「阪神南県民センター県民躍動室」に改め、同号ア中「第76条第1項第8号」を「第76条第8号」に改め、同項第3号中「阪神北県民局県民交流室」を「阪神北県民局県民躍動室」に改め、同項第4号中「東播磨県民局地域振興室」を「東播磨県民局県民躍動室」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 北播磨県民局県民躍動室 持続可能な多自然地域づくりプロジェクトに関すること。

第78条第3項第6号中「中播磨県民センター県民交流室」を「中播磨県民センター県民躍動室」に改め、同号ア中「第76条第1項第8号」を「第76条第8号」に改め、同項第7号中「西播磨県民局県民交流室」を「西播磨県民局県民躍動室」に改め、同項第8号中「但馬県民局地域政策室」を「但馬県民局県民躍動室」に改め、同項第9号中「丹波県民局県民交流室」を「丹波県民局県民躍動室」に改め、同号ア中「第76条第1項第8号」を「第76条第8号」に改め、同号イ中「第14号から第16号まで」を「第15号から第17号まで」に改め、同項第10号中「淡路県民局交流渦潮室」を「淡路県民局県民躍動室」に改める。

第79条中「の県民交流室等」を「の県民躍動室」に改め、同条の表県民交流室等の項中「県民交流室等」を「県民局」に改め、同表阪神北県民局県民交流室の項中「阪神北県民局県民交流室」を「阪神北県民局」に、「第14号から第16号まで」を「第15号から第17号まで」に改め、同表東播磨県民局地域振興室の項中「東播磨県民局地域振興室」を「東播磨県民局」に改め、同表西播磨県民局県民交流室の項中「西播磨県民局県民交流室」を「西播磨県民局」に、「同項第14号から第16号まで」を「同項第15号から第17号まで」に改める。

第87条の19第1項中「6課」を「5課」に、

「高潮対策推進課

施設課

を

「施設課」

に改める。

第117条の2第1項を次のように改める。

広域防災センターに、総務部を置き、総務部に、管理課を置く。

第117条の3の見出しを「(総務部の事務)」に改め、同条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、「防災公園管理部及び」を削り、同号を同項第8号とし、同項第3号の次に次の4号を加える。

- (4) 救助に必要となる物資及び資機材の備蓄に関すること。
- (5) 災害時における救助に必要となる物資及び資機材の集積及び配送に関すること。
- (6) 災害時における救助に携わる国又は地方公共団体の職員の集結及び宿泊に関すること。
- (7) 県立三木総合防災公園に関すること（加東土木事務所の所掌に属するものを除く。）。

第117条の3第2項を削る。

第131条の9第1項各号を次のように改める。

- (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関の紹介を行うこと。
- (2) 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその家族。次号から第5号までにおいて同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- (4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けられることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (6) 困難な問題を抱える女性の発生の予防につき、相談に応じ、並びに必要な援助及び啓発活動を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、困難な問題を抱える女性の支援に関すること。

第131条の9第2項第1号中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改め、同項第4号中「婦人保護施設」

を「女性自立支援施設」に改める。

第227条第3項中「及び課」を「、課及び室」に改め、同項の表農業大学の項中「教務課」を「有機農業アカデミー開発準備室 教務課」に改める。

第377条の表感染症等対策室長の項を削る。

第378条の表防災監の項中「危機管理部の事務その他」を削り、同表副防災監の項を次のように改める。

理事（若者・Z世代応援等調整担当）		若者支援をはじめとした県政運営上特に重要な事務を管理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
-------------------	--	---

第378条の表情報戦略監の項中「情報戦略監」を「DX推進監」に改め、同表部参事（感染者対応・保健師確保調整担当）の項及び部参事（園芸・公園担当）の項を削り、同表主任スポーツ振興専門員又はスポーツ振興専門員の項の次に次のように加える。

主任保健医療専門員又は保健医療専門員	保健医療部総務課	健康福祉事務所の業務改善及び調整に関する事務を処理する。
--------------------	----------	------------------------------

第378条の表に次のように加える。

副主任	課、室又は工事検査室	相当の知識又は経験が必要とする事務を処理する。
主事	課、室又は工事検査室	定型的な事務を処理する。

第384条の表神戸魅力づくり参事の項中「神戸県民センター県民交流室」を「神戸県民センター県民躍動室」に改め、同表阪神交流参事の項中「阪神南県民センター県民交流室」を「阪神南県民センター県民躍動室」に改め、同表交流観光参事の項中「中播磨県民センター県民交流室」を「中播磨県民センター県民躍動室」に改め、同表元気づくり参事の項中「西播磨県民局県民交流室」を「西播磨県民局県民躍動室」に改め、同表ジオパーク参事の項中「但馬県民局地域政策室」を「但馬県民局県民躍動室」に改め、同表たんば共創参事の項中「丹波県民局県民交流室」を「丹波県民局県民躍動室」に改め、同表県民交流参事の項中「県民交流参事」を「渦潮・観光参事」に、「淡路県民局交流渦潮室」を「淡路県民局県民躍動室」に改め、同表環境参事の項中「県民交流室等」を「県民躍動室」に改め、同表県民協働参事の項中「但馬県民局地域政策室」を「但馬県民局県民躍動室」に改め、同表次長の項中「県民交流室又は」を削り、同表多自然地域づくり専門官の項中「県民交流室等」を「県民躍動室」に改め、同表主任青少年指導官又は青少年指導官の項を次のように改める。

主任文化専門員又は文化専門員	県民躍動室	文化、スポーツ及び学習活動に関する事務その他の担当事務を処理する。
----------------	-------	-----------------------------------

第384条の表主任消費生活専門員又は消費生活専門員の項中「県民交流室等」を「県民躍動室」に改め、同表主任技術専門員又は技術専門員の項の次に次のように加える。

主任土木事務専門員又は土木事務専門員	土木事務所、尼崎港管理事務所又は姫路港管理事務所	土木事業の実施に関する事務（技術に関するものを除く。）を処理する。
--------------------	--------------------------	-----------------------------------

第384条の表に次のように加える。

副主任	県民局の内部組織	相当の知識又は経験が必要とする事務を処理する。
主事	県民局の内部組織	定型的な事務を処理する。

第387条第1項の表副大学長の項中「県立但馬技術大学校」を「県立ものづくり大学校又は県立但馬技術大学校」に改め、同表主任女性家庭専門員又は女性家庭専門員の項中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改め、同表主任職業教育専門員又は職業教育専門員の項の次に次のように加える。

主任委託訓練専門員又は委託訓練専門員	県立ものづくり大 学校	委託訓練に関する事務を処理する。
--------------------	----------------	------------------

第387条第1項の表専門研究員の項中「県立農林水産技術総合センター」を「県立工業技術センター又は県立農林水産技術総合センター」に改め、同表に次のように加える。

副主任	地方機関又は地方 機関の内部組織	相当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。
主事	地方機関又は地方 機関の内部組織	定型的な事務を処理する。

附則第2条第1項の表感染症等対策室の項及び感染症対策課の項を削り、同表万博推進課の項の次に次のように加える。

フィールドパビリオン推進課	令和8年3月31日
---------------	-----------

附則第2条第2項の表部参事（感染者対応・保健師確保調整担当）の項を削り、同表神戸魅力づくり参事の項中「神戸県民センター県民交流室」を「神戸県民センター県民躍動室」に改める。

（労働委員会事務局組織規則の一部改正）

第2条 労働委員会事務局組織規則（昭和38年兵庫県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の表の左欄に掲げる課」を「審査課」に、「これらの課」を「審査課」に、「それぞれ同表の右欄に掲げる班」を「総務調整班及び審査班」に改め、同条の表を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中第6号を第17号とし、第1号から第5号までを11号ずつ繰り下げ、同条に第1号から第11号までとして次の11号を加える。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の收受、発送、編集、保存及び廃棄に関する事。
- (3) 職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関する事。
- (4) 予算、決算及び会計に関する事。
- (5) 規則その他の規程の制定及び改廃に関する事。
- (6) 総会の招集、議案の準備その他議事に関する事。
- (7) 委員、特別調整委員及びあっせん員候補者に関する事。
- (8) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事。
- (9) 争議行為の発生の届出の受理に関する事。
- (10) 公益事業に係る争議行為の予告通知の受理に関する事。
- (11) 労働争議の実情調査に関する事。

第4条に次の1号を加える。

- (18) 前各号に掲げるもののほか、事務局の事務に関する事。

第6条第1項中「事務局の課」を「審査課」に、「班に」を「総務調整班及び審査班に」に改める。

第8条の表係長の項を削り、同表に次のように加える。

副主任	課	相当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。
主事	課	定型的な事務を処理する。

（収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部改正）

第3条 収用委員会事務局の設置等に関する規則（平成16年兵庫県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第4条の表に次のように加える。

副主任	相当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。
主事	定型的な事務を処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中行政組織規則第71条の表国民健康保険審査会の項及び後期高齢者医療審査会の項の改正規定は、同年12月2日から施行する。

(財務規則の一部改正)

- 2 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部中「人事委員会事務局任用課」を「人事委員会事務局任用給与課」に、「労働委員会事務局総務調整課」を「労働委員会事務局審査課」に改め、同表の2の部中

県立特別支援教育センター	総務課長	
県立南但馬自然学校	総務課長	

を

県立南但馬自然学校	総務課長	
-----------	------	--

に、「県立教育研修所」を「県立総合教育センター」に改める。

(兵庫県自治研修所規則の一部改正)

- 3 兵庫県自治研修所規則（昭和43年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

職員研修	行政職2級の職又はこれに相当する職にある職員	職務を遂行していくために必要な知識、技能等を習得させ、その職務を遂行するために必要な判断力と表現力を養う。
------	------------------------	---

を

主事研修	主事の職又はこれに相当する職にある職員	職務を遂行していくために必要な知識、技能等を習得させ、その職務を遂行するために必要な判断力と表現力を養う。
副主任研修	副主任の職又はこれに相当する職にある職員	

に改める。

(公有財産規則の一部改正)

- 4 公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、元町プロジェクト室長及び感染症等対策室長」を「及び元町プロジェクト室長」に改める。

(兵庫県流域下水道事業財務規則の一部改正)

- 5 兵庫県流域下水道事業財務規則（平成30年兵庫県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表県民局等の企業出納員に充てられる職の款中「阪神南県民センター県民交流室総務防災課班長」を「阪神南県民センター県民躍動室総務防災課班長」に、「中播磨県民センター県民交流室総務防災課班長」を「中播磨県民センター県民躍動室総務防災課班長」に改める。

(公文書管理規則の一部改正)

- 6 公文書管理規則（令和2年兵庫県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「、元町プロジェクト室及び感染症等対策室」を「及び元町プロジェクト室」に改める。

訓 令

兵庫県訓令第5号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、元町プロジェクト室長及び感染症等対策室長」を「及び元町プロジェクト室長」に改め、同条第3号及び第4号中「副防災監」を「理事」に改める。

第5条の2第2項を削る。

第6条第2項第14号中「、元町プロジェクト室及び感染症等対策室」を「及び元町プロジェクト室」に改め、同項第16号中「行政職7級から10級まで」を「行政職6級から9級まで」に改める。

第12条第2項中「技監」の右に「、理事」を加える。

第12条の2中「副防災監が」を「危機管理部長が、その担任する事務に関し、」に改める。

第16条第1項中「副防災監」を「理事」に改める。

第17条第1項中「副防災監が」を「危機管理部長が、その担任する事務に関し、」に改める。

別表第1 総務部の部人事課の項知事専決事項の欄1中「行政職7級から特10級まで」を「行政職6級から10級まで」に改め、同項部長専決事項の欄1中「行政職6級」を「行政職5級」に改め、同欄3中「行政職8級」を「行政職7級」に改め、同項局長専決事項の欄2中「行政職5級」を「行政職4級」に改め、同表企画部の部情報政策課の項課名の欄中「情報政策課」を「デジタル戦略課」に改め、同表県民生活部の部芸術文化課の項部長専決事項の欄中「及び兵庫県スポーツ賞」を削り、同部に次のように加える。

スポーツ振興課		兵庫県スポーツ賞の受賞者の選考委員会の委員を委嘱すること。	
---------	--	-------------------------------	--

別表第1 福祉部の部高齢政策課の項部長専決事項の欄中11から13までを削り、14を11とし、15から19までを12から16までとし、同部児童課の項課名の欄中「児童課」を「児童家庭課」に改め、同部障害福祉課の項部長専決事項の欄16中「第33条の7第6項」を「第33条の6第6項」に改め、同欄17中「第38条の7第1項」の右に「又は第40条の6第1項」を、「の改善」の右に「若しくは虐待の防止等」を加え、同欄19中「第38条の7第4項」の右に「又は第40条の6第3項」を加え、同表保健医療部の部感染症対策課の項課名の欄中「感染症対策課」を「疾病対策課」に改め、同項部長専決事項の欄4を同欄49とし、同欄49の前に次のように加える。

- 39 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第6項の規定に基づき、特定接種を実施すること。
- 40 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条第1項の規定に基づき、医療関係者に医療を行うよう要請すること。
- 41 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条第2項の規定に基づき、医療関係者に検体採取の実施に関し必要な協力を要請すること。
- 42 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条第3項の規定に基づき、医療関係者に予防接種等の実施に関し必要な協力を要請すること。
- 43 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条第4項の規定に基づき、医療関係者に患者等に対する医療等を行うよう指示すること。
- 44 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2第1項の規定に基づき、歯科医師に検体採取又は注射行為を行うよう要請すること。

- 45 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の3第1項の規定に基づき、診療放射線技師等に注射行為を行うよう要請すること。
- 46 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項の規定に基づき、臨時の医療施設において、医療を提供すること。
- 47 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の5又は第49条の規定に基づき、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資を使用すること。
- 48 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項の規定に基づき、住民に新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請すること。

別表第1保健医療部の部疾病対策課の項部長専決事項の欄3中「第42条第1項」を「第26条の6第1項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は特定指定公共機関」を削り、同欄3を同欄38とし、同欄2中「第39条第1項」を「第26条の3第1項」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「都道府県知事等」を「都道府県知事」に改め、同欄2を同欄37とし、同欄1中「第38条第2項」を「第26条の2第2項」に、「特定市町長」を「市町長」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改め、同欄1を同欄36とし、同欄に1から35までとして次のように加える。

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第16条の2の規定に基づき、医師等に対し、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置の実施に対する必要な協力を求め、当該措置の実施に協力するよう勧告し、又は勧告に従わなかったときは、その旨を公表すること。
- 2 感染症予防法第25条第4項の規定に基づき、審査請求の特例に係る事件を厚生労働大臣に移送すること。
- 3 感染症予防法第32条第1項又は第2項の規定に基づき、1類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は封鎖その他当該感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずること。
- 4 感染症予防法第33条の規定に基づき、1類感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。
- 5 感染症予防法第36条第4項（感染症予防法第50条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、適当な場所に建物に係る措置又は交通の制限若しくは遮断を実施する旨及びその理由等を掲示すること。
- 6 感染症予防法第38条第2項の規定に基づき、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関を指定すること。
- 7 感染症予防法第38条第10項の規定に基づき、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の指定の辞退の届出を受理すること。
- 8 感染症予防法第38条第11項の規定に基づき、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の指定を取り消すこと。
- 9 感染症予防法第44条の4の2第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者又は新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を他の都道府県知事に求めること。
- 10 感染症予防法第44条の4の2第2項又は第3項の規定に基づき、厚生労働大臣に対し、他の都道府県知事による応援について調整を行うよう求めること。
- 11 感染症予防法第44条の5第2項の規定に基づき、厚生労働大臣に対し、知事及び他の都道府県知事又は医療機関その他の関係者について、同条第1項の規定による総合調整を行うよう要請すること。
- 12 感染症予防法第44条の5第3項（感染症予防法第51条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、感染症予防法第44条の5第1項の規定による総合調整に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ること。
- 13 感染症予防法第44条の11第1項の規定に基づき、新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者又はそれらの保護者に対し、検体を提出し、又は検体の採取に応じるべきことを勧告すること。
- 14 感染症予防法第44条の11第3項の規定に基づき、当該職員に検体を採取させること。
- 15 感染症予防法第45条第1項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又はその保護者に対し、健康診断を受け、又は受けさせるべきことを勧告すること。
- 16 感染症予防法第45条第2項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある

者について、当該職員に健康診断を行わせること。

- 17 感染症予防法第46条第1項の規定に基づき、新感染症の所見がある者又はその保護者に対し、特定感染症指定医療機関等に入院し、又は入院させることを勧告すること。
- 18 感染症予防法第46条第2項の規定に基づき、新感染症の所見がある者を特定感染症指定医療機関等に入院させること。
- 19 感染症予防法第46条第3項の規定に基づき、新感染症の所見がある者を入院している病院以外の病院であって適当と認めるものに入院させること。
- 20 感染症予防法第46条第4項の規定に基づき、新感染症の所見がある者の入院の期間を延長すること。
- 21 感染症予防法第46条第5項の規定に基づき、新感染症の所見がある者等に、説明を行い、意見を述べる機会を与え、並びに意見を述べるべき日時及び場所並びに勧告の原因となる事実を通知すること。
- 22 感染症予防法第46条第7項の規定に基づき、意見聴取をした者から聴取書を受理すること。
- 23 感染症予防法第47条の規定に基づき、新感染症の所見がある者を入院に係る病院に移送すること。
- 24 感染症予防法第48条第1項の規定に基づき、入院している者を退院させること。
- 25 感染症予防法第48条第4項の規定に基づき、入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認をすること。
- 26 感染症予防法第50条第1項の規定に基づき、新感染症に係る消毒その他の措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させること。
- 27 感染症予防法第50条の2第1項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、健康状態についての報告を求め、又は外出しないことその他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を求めること。
- 28 感染症予防法第50条の2第2項の規定に基づき、新感染症の所見のある者に対し、健康の状態についての報告を求め、又は外出しないことその他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を求めること。
- 29 感染症予防法第51条の2第1項の規定に基づき、新感染症医療担当従事者又は新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を他の都道府県知事に求めること。
- 30 感染症予防法第51条の2第2項又は第3項の規定に基づき、厚生労働大臣に対し、他の都道府県知事による応援について調整を行うよう求めること。
- 31 感染症予防法第51条の4第2項の規定に基づき、厚生労働大臣に対し、知事及び他の都道府県知事又は医療機関その他の関係者について、同条第1項の規定による総合調整を行うよう要請すること。
- 32 感染症予防法第63条の3第1項又は第2項の規定に基づき、関係機関等が実施する感染症の発生を予防し、又はそのまん延を予防するために必要な措置に関する総合調整を行うこと。
- 33 感染症予防法第63条の4の規定に基づき、保健所を設置する市の長に対し、入院の勧告又は入院の措置に関し必要な指示をすること。
- 34 予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条の規定に基づき、臨時予防接種を指示し、又は実施すること。
- 35 新型インフルエンザ等対策特別措置法第12条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策についての訓練を実施すること。

別表第1 保健医療部の部疾病対策課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

- 50 新型インフルエンザ等対策特別措置法第54条第1項又は第3項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に緊急物資の運送を要請し、又は行うべきことを指示すること。
- 51 新型インフルエンザ等対策特別措置法第54条第2項又は第3項の規定に基づき、医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に医薬品等の運送を要請し、又は行うべきことを指示すること。
- 52 新型インフルエンザ等対策特別措置法第55条第1項から第3項までの規定に基づき、特定物資の売渡しを要請し、特定物資を収用し、又は特定物資の保管を命ずること。

別表第1 保健医療部の部疾病対策課の項局長専決事項の欄1から41までを削り、同表農林水産部の部総合農政課の項部長専決事項の欄27中「第17条の57第4項」を「第17条の56第4項」に改め、同部水産漁港課の項知事専決事項の欄3から7までの規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同項部長専決事項の欄14中「第20条」を「第24条」に改め、同欄15中「第22条」を「第26条」に改め、同欄16中「第23条」を「第27条」に改め、同欄53から59までの規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同欄60中「漁港漁場整備法第38条」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条第1項」に改め、同欄61及び62中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に

項県民局長委任事項の欄2」に改め、同項県民局長専決事項の欄1中「神戸県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3」を「神戸県民センターの県民躍動室の項県民局長専決事項の欄3」に改め、同欄2中「阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3」を「阪神南県民センターの県民躍動室の項県民局長専決事項の欄3」に改め、同欄3中「阪神北県民局の県民交流室の項県民局長専決事項の欄2」を「阪神北県民局の県民躍動室の項県民局長専決事項の欄2」に改め、同部中播磨県民センターの県民交流室の項区分の欄中「県民交流室」を「県民躍動室」に改め、同項県民局長委任事項の欄2中「神戸県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄4」を「神戸県民センターの県民躍動室の項県民局長委任事項の欄4」に改め、同欄3中「阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄3」を「阪神南県民センターの県民躍動室の項県民局長委任事項の欄3」に改め、同項県民局長専決事項の欄2中「神戸県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3」を「神戸県民センターの県民躍動室の項県民局長専決事項の欄3」に改め、同欄3中「阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3」を「阪神南県民センターの県民躍動室の項県民局長専決事項の欄3」に改め、同部但馬県民局の地域政策室の項から淡路県民局の交流渦潮室の項までを次のように改める。

<p>但馬県民局の 県民躍動室</p>	<p>1 神戸県民センターの県民躍動室の項 県民局長委任事項の欄4から30まで及 び33から119までに掲げる事項</p> <p>2 阪神南県民センターの県民躍動室の 項県民局長委任事項の欄3から35まで に掲げる事項</p> <p>3 阪神北県民局の県民躍動室の項県民 局長委任事項の欄2から306までに掲げ る事項</p> <p>4 北播磨県民局の県民躍動室の項県民 局長委任事項の欄4から13までに掲げ る事項</p>	<p>1 神戸県民センターの県民躍動室の項 県民局長専決事項の欄3から11まで及 び13から56までに掲げる事項</p> <p>2 阪神南県民センターの県民躍動室の 項県民局長専決事項の欄3から12まで に掲げる事項</p> <p>3 阪神北県民局の県民躍動室の項県民 局長専決事項の欄2から51までに掲げ る事項</p> <p>4 北播磨県民局の県民躍動室の項県民 局長専決事項の欄4及び5に掲げる事 項</p>
<p>丹波県民局の 県民躍動室</p>	<p>1 総務企画室の部総務企画室の項県民 局長委任事項の欄1から11までに掲げ る事項</p> <p>2 神戸県民センターの県民躍動室の項 県民局長委任事項の欄4から30まで及 び33から119までに掲げる事項</p> <p>3 阪神南県民センターの県民躍動室の 項県民局長委任事項の欄3から35まで に掲げる事項</p> <p>4 阪神北県民局の県民躍動室の項県民 局長委任事項の欄2から306までに掲げ る事項</p> <p>5 北播磨県民局の県民躍動室の項県民 局長委任事項の欄4から13までに掲げ る事項</p>	<p>1 総務企画室の部総務企画室の項県民 局長専決事項の欄1から10までに掲げ る事項</p> <p>2 神戸県民センターの県民躍動室の項 県民局長専決事項の欄3から11まで及 び13から56までに掲げる事項</p> <p>3 阪神南県民センターの県民躍動室の 項県民局長専決事項の欄3から12まで に掲げる事項</p> <p>4 阪神北県民局の県民躍動室の項県民 局長専決事項の欄2から51までに掲げ る事項</p> <p>5 北播磨県民局の県民躍動室の項県民 局長専決事項の欄4及び5に掲げる事 項</p>
<p>淡路県民局の 県民躍動室</p>	<p>1 神戸県民センターの県民躍動室の項 県民局長委任事項の欄4から30まで及 び33から119までに掲げる事項</p> <p>2 阪神南県民センターの県民躍動室の 項県民局長委任事項の欄3から35まで に掲げる事項</p> <p>3 阪神北県民局の県民躍動室の項県民 局長委任事項の欄2から306までに掲げ</p>	<p>1 神戸県民センターの県民躍動室の項 県民局長専決事項の欄3から11まで及 び13から56までに掲げる事項</p> <p>2 阪神南県民センターの県民躍動室の 項県民局長専決事項の欄3から12まで に掲げる事項</p> <p>3 阪神北県民局の県民躍動室の項県民 局長専決事項の欄2から51までに掲げ</p>

る事項	る事項
	4 総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第6条第1項の規定に基づき、基本構想の変更について主務大臣に協議し、その同意を得ること。

別表第1 県民躍動室の部職員公舎の管理に関する事務をつかさどる県民局及び県民センターの県民交流室、地域振興室及び地域政策室の項区分の欄中「県民交流室、地域振興室及び地域政策室」を「県民躍動室」に改め、同表健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄65及び66を次のように改める。

65 児童福祉法第56条第3項の規定に基づき、本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めること。

66 児童福祉法第56条第4項の規定に基づき、費用の徴収を嘱託すること。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄199の次に次のように加える。

199の2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第28条第1項の規定に基づき、診察の日時及び場所を通知すること。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄201中「第29条の2第1項」の右に「及び同条第4項において準用する同法第29条第3項」を加え、「とる」を「決定し、その旨を通知する」に改め、同欄202中「第29条の2の2第1項」の右に「及び第2項」を、「第3項まで」の右に「及び同条第4項において準用する同法第29条第3項」を加え、「移送する」を「移送し、その旨を通知する」に改め、同欄209の3を削り、同欄210からから210の4までを次のように改める。

210 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の3第1項又は第3項の規定に基づき、障害者虐待に係る通報又は届出を受理すること。

210の2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の5第1項の規定に基づき、同法第40条の2第1項の措置又は同法第40条の3の規定による通報若しくは届出に関し、精神科病院の管理者に対し、報告を求め、若しくは診療録等の提出若しくは提示を命じ、職員若しくは指定医に、精神科病院に立ち入り、診療録等を検査させ、若しくは関係者に質問させ、又は指定医に精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させること。

210の3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の6第1項の規定に基づき、精神科病院の管理者に対し、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は必要な措置を採ることを命ずること。

210の4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第1項の規定に基づき、精神障害者及びその家族等に対する相談及び援助を行う医師を指定すること。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄210の6の7中「又は第2項」を「、第2項又は第7項」に改め、「検疫所長」に右に「又は厚生労働大臣」を加え、同欄中211の5を削り、211の4を211の5とし、211の3を211の4とし、211の2の次に次のように加える。

211の3 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「旅館業法等改正法」という。）附則第7条第2項の規定に基づき、公衆浴場法第2条の2第1項の規定により営業者の地位を承継した者（浴場業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について調査すること。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄211の8中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、同欄212の8中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同欄212の8を同欄212の10とし、同欄212の7中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同欄212の7を同欄212の9とし、同欄212の9の前に次のように加える。

212の8 旅館業法第3条の2第1項の規定に基づき、旅館業の譲渡及び譲受けを承認すること。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄212の6を同欄212の7とし、同欄212の5を同欄212の6とし、同欄212の4中「第7条」を「第8条」に改め、同欄212の4を同欄212の5とし、同欄212の3を同欄212の4とし、同欄212の2の次に次のように加える。

212の3 旅館業法等改正法附則第6条第2項の規定に基づき、興行場法第2条の2第1項の規定により営業者の地位を承継した者（興行場営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について調査すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄214の3の次に次のように加える。

214の3の2 旅館業法等改正法附則第3条第1項の規定に基づき、旅館業法第3条の2第1項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄217の3を同欄217の4とし、同欄217の2の次に次のように加える。

217の3 旅館業法等改正法附則第8条第2項の規定に基づき、クリーニング業法第5条の3第1項の規定により営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について調査すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄219の2の次に次のように加える。

219の3 旅館業法等改正法附則第5条第2項の規定に基づき、理容師法第11条の3第1項の規定により営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について調査すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄222の2の次に次のように加える。

222の3 旅館業法等改正法附則第9条第2項の規定に基づき、美容師法第12条の2第1項の規定により営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について調査すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄235の7の次に次のように加える。

235の8 旅館業法等改正法附則第4条第2項の規定に基づき、食品衛生法第56条第1項（同法第57条第2項（同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）及び同条第1項において準用する場合を含む。）の規定により許可営業者又は届出営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について調査すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄189から207までを削り、同表農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄116の次に次のように加える。

116の2 土地改良法第76条の5第1項又は第76条の13第1項の規定に基づき、土地改良区の組織変更を認可すること。

116の3 土地改良法第76条の13第3項の規定に基づき、同条第2項の同意をした市町の長に土地改良区の組織変更の認可をした旨の通知をすること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄18中「第9条」を「第10条」に改め、同欄18の次に次のように加える。

18の2 遊漁船業の適正化に関する法律第19条の規定に基づき、遊漁船の事故の届出を受理すること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄19中「第18条」を「第20条」に改め、同欄20中「第24条第1項」を「第29条第1項」に改め、同部姫路農林水産振興事務所及び洲本農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄5から12までの規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同欄12の2を同欄12の14とし、同欄12の次に次のように加える。

12の2 漁港及び漁場の整備等に関する法律第43条第1項の規定に基づき、実施計画を認定すること。

12の3 漁港及び漁場の整備等に関する法律第43条第4項の規定に基づき、実施計画の変更を認定すること。

12の4 漁港及び漁場の整備等に関する法律第44条第1項の規定に基づき、漁港施設を認定計画実施者に貸し付けること。

- 12の5 漁港及び漁場の整備等に関する法律第45条第1項の規定に基づき、認定計画実施者に対し、必要な措置をとるよう勧告すること。
 - 12の6 漁港及び漁場の整備等に関する法律第45条第2項及び第3項の規定に基づき、実施計画の認定を取り消し、及びその旨を漁港施設の所有者に通知すること
 - 12の7 漁港及び漁場の整備等に関する法律第61条第1項の規定に基づき、漁港協力団体を指定すること。
 - 12の8 漁港及び漁場の整備等に関する法律第61条第3項の規定に基づき、漁業協力団体の名称等の変更の届出を受理すること。
 - 12の9 漁港及び漁場の整備等に関する法律第63条第1項の規定に基づき、漁港協力団体に対し、その業務に関し報告を求めること。
 - 12の10 漁港及び漁場の整備等に関する法律第63条第2項の規定に基づき、漁業協力団体に対し、業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずるよう命じること。
 - 12の11 漁港及び漁場の整備等に関する法律第63条第3項の規定に基づき、漁港協力団体の指定を取り消すこと。
 - 12の12 漁港及び漁場の整備等に関する法律第64条の規定に基づき、漁港協力団体に対し、情報の提供又は指導若しくは助言を行うこと。
 - 12の13 漁港及び漁場の整備等に関する法律第65条の規定に基づき、漁港の区域内の水域又は公共空地における水面又は土地の占用に関する漁港協力団体との協議に応じること。
- 別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部姫路農林水産振興事務所及び洲本農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄19及び20中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「許可」を「許可等」に改め、同表土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄中487の3を487の5とし、487の2を487の4とし、487の次に次のように加える。
- 487の2 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づき、建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
- 487の3 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づき、建築物の形態の変更（他の建築物の利便その他周囲の環境の維持又は向上のため必要なものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替について、通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
- 別表第2 児童相談所長の項委任事項の欄12の2中「第56条第4項」を「第56条第3項」に改め、同表食肉衛生検査センター所長の項委任事項の欄28の2を同欄28の3とし、同欄28の次に次のように加える。
- 28の2 旅館業法等改正法附則第10条第2項の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第1項の規定により食鳥処理業者の地位を承継した者（食鳥処理の事業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について調査すること。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。



兵庫県訓令第6号

本 庁
地 方 機 関

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程(昭和36年兵庫県訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、元町プロジェクト室及び感染症等対策室」を「及び元町プロジェクト室」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「、元町プロジェクト室長及び感染症等対策室長」を「及び元町プロジェクト室長」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号から第9号までを1号

ずつ繰り上げ、同条第10号中「地域政策室長」を「県民躍動室長」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

(公印規程の一部改正)

第2条 公印規程(昭和37年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、元町プロジェクト室及び感染症等対策室」を「及び元町プロジェクト室」に改め、同条第2項中「、元町プロジェクト室長及び感染症等対策室長」を「及び元町プロジェクト室長」に改める。

(入札参加者審査会規程の一部改正)

第3条 入札参加者審査会規程(昭和41年兵庫県訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1神戸県民センター部会の項中「神戸県民センター県民交流室」を「神戸県民センター県民躍動室」に改め、同表阪神南県民センター部会の項中「阪神南県民センター県民交流室」を「阪神南県民センター県民躍動室」に改め、同表中播磨県民センター部会の項中「中播磨県民センター県民交流室」を「中播磨県民センター県民躍動室」に改め、同表丹波県民局部会の項中「丹波県民局県民交流室」を「丹波県民局県民躍動室」に改める。

別表第2神戸県民センター部会の項中「神戸県民センター県民交流室次長」を「神戸県民センター県民躍動室長」に改め、同表阪神南県民センター部会の項中「阪神南県民センター県民交流室次長」を「阪神南県民センター県民躍動室長」に改め、同表中播磨県民センター部会の項中「中播磨県民センター県民交流室次長」を「中播磨県民センター県民躍動室長」に改め、同表丹波県民局部会の項中「丹波県民局県民交流室次長」を「丹波県民局県民躍動室長」に改める。

(出納局決裁規程の一部改正)

第4条 出納局決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第4条第2項中「、元町プロジェクト室及び感染症等対策室」を「及び元町プロジェクト室」に改める。

(職員安全健康管理規程の一部改正)

第5条 職員安全健康管理規程(昭和50年兵庫県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第34条第4項中「保健医療部感染症等対策室感染症対策課長、医師である保健医療部感染症等対策室疾病対策課長」を「保健医療部疾病対策課長」に改める。

(情報管理規程の一部改正)

第6条 情報管理規程(昭和51年兵庫県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、感染症等対策室長」を削る。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第7条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表県民生活審議会の項、地域安全まちづくり審議会の項及び青少年愛護審議会の項中「福祉部児童課長」を「福祉部児童家庭課長」に改め、同表石油コンビナート等防災本部の項中「神戸県民センター県民交流室長」を「神戸県民センター県民躍動室長」に、「阪神南県民センター県民交流室長」を「阪神南県民センター県民躍動室長」に、「中播磨県民センター県民交流室長」を「中播磨県民センター県民躍動室長」に改め、同表障害福祉審議会の項中「福祉部児童課長」を「福祉部児童家庭課長」に、「保健医療部感染症等対策室疾病対策課長」を「保健医療部疾病対策課長」に改め、同表住宅審議会の項中

「企画部計画課長

県民生活部県民躍動課長

を

「企画部計画課長

に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第336号の2

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第1条 平成16年兵庫県告示第476号の5(本庁の課に置く官並びに県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程)の一部を次のように改正する。

別表本庁の課に置く官の部企画部の款中

「

SDGs推進課		プロジェクト推進専門官
万博推進局	万博推進課	プロモーション専門官
		フィールドパビリオン推進官
情報政策課		情報専門官
デジタル改革課		システム企画官
		デジタル業務専門官
		デジタル推進専門官
		情報セキュリティ専門官

」

を

「

地域振興課		歴史資源活用専門官
SDGs推進課		プロジェクト推進専門官
万博推進局	フィールドパビリオン推進課	プロモーション専門官
デジタル戦略課		デジタル専門官
デジタル改革課		システム企画官
		デジタル専門官

」

に改め、同部県民生活部の款中

「

くらし安全課	交通安全官
--------	-------

」

を

「

くらし安全課	特殊詐欺対策官
	交通安全官

」

に改め、同部福祉部の款児童課の項中「児童課」を「児童家庭課」に、「こども安全官」を「家庭支援対策官」

に改め、同部保健医療部の款中

「

健康増進課	歯科口腔医務官
生活衛生課	食品安全官

」

を

健康増進課	不妊治療支援官
	歯科口腔医務官
生活衛生課	食品安全官
疾病対策課	感染症対策官

に改め、同部農林水産部の款中

総合農政課	農地調整官
流通戦略課	地産地消推進官

を

総合農政課	農地調整官
-------	-------

に改め、同表県民局及び県民センターの室及び事務所に置く参事の部神戸県民センターの款県民交流室の項及び阪神南県民センターの款県民交流室の項中「県民交流室」を「県民躍動室」に改め、同款芦屋健康福祉事務所の項を削り、同部阪神北県民局の款県民交流室の項中「県民交流室」を「県民躍動室」に改め、同部東播磨県民局の款地域振興室の項中「地域振興室」を「県民躍動室」に改め、同部北播磨県民局の款県民交流室の項、中播磨県民センターの款県民交流室の項及び西播磨県民局の款県民交流室の項中「県民交流室」を「県民躍動室」に改め、同部但馬県民局の款地域政策室の項中「地域政策室」を「県民躍動室」に改め、同部丹波県民局の款県民交流室の項中「県民交流室」を「県民躍動室」に改め、同款丹波健康福祉事務所の項を削り、同部淡路県民局の款交流渦潮室の項中「交流渦潮室」を「県民躍動室」に、「県民交流参事」を「渦潮・観光参事」に改め、同表県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の部兵庫陶芸美術館の項及び精神保健福祉センターの項を削る。

第2条 平成21年兵庫県告示第427号の2（県民センター長専決事項）の一部を次のように改正する。

本則の表中播磨県民センターの県民交流室の項中「県民交流室」を「県民躍動室」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。